

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、株主や投資家の皆さまをはじめ、お客さまやお取引先、従業員等、様々なステークホルダー(利害関係者)の期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう「コーポレートガバナンス・コード」の各原則の趣旨を踏まえ、体制強化していくことが重要であると考えており、(1)経営の健全性の確保、(2)適正な意思決定と事業遂行の実現、(3)アカウンタビリティ(説明責任)の明確化、(4)コンプライアンスの徹底、を基本方針として取り組んでいます。

(1) 経営の健全性の確保

当社は、業務執行を適切に監督・監査する機能を強化するため、独立役員である社外取締役及び社外監査役を置いて、取締役会・監査役会において監督・監査を実施する等、経営の健全性の確保を図っています。また、執行役員制度を導入することにより、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と、執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図っています。

(2) 適正な意思決定と事業遂行の実現

当社の意思決定は、取締役会の監督の下、社長・副社長、執行役員及び各組織の長の責任・権限を定めた責任規程に基づいて行っています。また、会社経営及びグループ経営の基本方針その他経営に関する重要事項について協議を行い、取締役会から委譲された業務執行の円滑な遂行を図ることを目的に、執行役員等で構成される執行役員会議を設置しており、取締役会で決議される事項についても、審議を充実させるため、事前に執行役員会議で協議等を行っているほか、執行役員会議の下に重要な業務執行に関して課題ごとに委員会を設置し、関係する執行役員等も参加することにより、その解決や適正な意思決定に向けた議論を展開しています。また、取締役会や執行役員会議で決議・決定された事項に対しては、当社組織規程に基づく主管組織が自主的かつ責任ある業務運営を実施することにより、適正に事業を遂行しています。

(3) アカウンタビリティ(説明責任)の明確化

当社は、適時・適切かつ公平な情報開示に努めており、このことによって市場から適切な企業評価を得ることが重要であると認識しています。そのため、当社は社長をはじめとする関係役員による決算説明会を開催し、事業の進捗状況や事業動向等を説明するとともに、各種記者会見・報道発表等を通じてNTTグループの経営戦略を表明しており、当社ホームページにも迅速な情報開示を行う等、アカウンタビリティ(説明責任)の明確化を図っています。

(4) コンプライアンスの徹底

当社は、NTTグループ全ての役員及び社員を対象とするNTTグループ企業倫理規範を策定し、企業倫理に関する基本方針や具体的行動指針を明確にすることで、法令遵守はもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくこととしています。これを実効あるものとするためには継続的な啓発活動を行う必要があると考えており、社員向けの企業倫理・CSR研修等を実施するとともに、企業倫理に関する社員への意識調査等も行っています。さらには、より風通しの良い企業風土の醸成に努めるため、社内・社外の申告受付窓口としてグループ横断的な企業倫理ヘルプライン受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付けています。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いが行わないこととしています。また、経営陣から独立した窓口として監査役への独立通報ルートも開設・運用しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、2021年6月の改訂後の「コーポレートガバナンス・コード」の各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

■ 政策保有株式 (原則1 - 4)

当社は、安定株主の形成を目的とした株式の保有をしておらず、今後も保有いたしません。

一方で、当社は、中長期的な企業価値の向上に向け、様々な業界のパートナーとのコラボレーションやオープンイノベーションの推進を事業の方針としています。こうした方針を踏まえ、当社は、投資戦略委員会等において、当社の中長期的な業績への寄与、業務連携の進捗状況、業務連携に係る今後の検討課題、保有先の業績推移及び今後の経営戦略等、総合的に勘案し、個別銘柄の保有適否に関して検証し、株式の保有・売却を行うこととしています。また、NTTグループ各社が保有する政策保有株式についても、個別銘柄の保有適否に関する検証等を毎年実施し、売却等に取り組んでいます。

なお、その詳細については有価証券報告書に記載のとおりです。

・IR資料室:

<https://group.ntt.jp/ir/library/>

政策保有株式に関する議決権行使については、投資先企業の持続的な成長と、当社及び投資先企業の企業価値向上の観点から、中長期的な企業価値向上に向けた取組み内容を検証の上、株主として適切に議決権を行使します。

■ 関連当事者間の取引 (原則1 - 7)

取締役との取引やその他重要な取引は、事前に取締役会の承認を得ることとしています。なお、全ての取引について、会社や株主共同の利益を害することのないよう、市場価格等を勘案した公正且つ適切な取引条件を設定しています。

取締役や主要株主との間の取引については、社内規程等に則り法務担当等による審査を行うとともに、独立社外取締役及び独立社外監査役が出席する取締役会に定期的に報告しています。

また、当社では、全ての取引について、社内規程に基づき取引規模や重要性に応じて決裁しています。なお、決裁の内容については監査役及び内部監査部門がチェックする体制になっています。

■ 社内の多様性の確保（補充原則2 - 4）

(1) 多様性の確保についての考え方と測定可能な目標設定と進捗状況の開示

当社は、提出日現在において、取締役、監査役、執行役員とも女性比率を30%以上としています。

NTTグループでは、事業運営に多様な意見を反映させるため、多様な人材の確保・育成・風土醸成に取り組んでいます。女性・中途採用に関しては下表のとおり目標を設定しています。外国人については積極的な採用に取り組んでおり、今後、採用及び登用を増加させるよう取り組みます。

なお、NTTグループ全体では、日本以外にも世界80の国と地域で約15万人が働いています（2023年3月時点）。当社並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社においては、法令の定め（日本電信電話株式会社等に関する法律 第10条第1項）により、外国人を取締役とすることはできませんが、主要会社においては、株式会社エヌ・ティ・ティ・データで1名、株式会社NTT DATA, Inc.で5名の外国人を取締役に登用しています。

また、管理者におけるジョブ型の人事制度等により、社内に限らず広く人材確保を可能としています。

項目		測定可能な目標	現状
女性	採用	毎年30%	2022年度35.8%
	管理者への登用	2021年度から新任管理者登用30%	2022年度29.7%
		2025年に管理者15%	2022年度10.4%
	中核人材の登用	2025年に役員の25～30%	2023年6月21.0%
外部人材	中途採用	2023年に通年採用の30%	2022年度40.7%

表については、主要6社（当社、株式会社NTTドコモ、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ）における目標と現状を記載しています。

当社における本報告書提出日現在の女性の役員比率は、取締役30.0%、監査役40.0%、執行役員40.0%です。

(2) 多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針及びその実施状況

人材育成については、社員の自律的なキャリア形成による成長支援を強化します。具体的には、グループ共通で定義した18の専門分野の専門性向上のため、社外資格取得支援を含め研修メニューを充実し2023年度は約700講座を準備しています。また、社員が自らキャリアを描く支援をするためのキャリアコンサルティング機能を充実します。さらに、NTTグループのDX推進に向け、高度なデータ活用スキルを有するDX人材の育成に取り組んでおり、2023年3月末には約2,000名となりました。加えて、NTTグループの幹部候補育成を目的としたプログラムである“NTT University”を運営しているほか、グローバルな視点を持つリーダー育成を目的に、国内の管理者の中から毎年40名程度を海外の事業会社へ派遣しています。

多様性の確保については、経営中核人材への継続的な女性の輩出をめざし、“NTT University”において対象者の女性比率を30%以上確保しているほか、女性の新任管理者登用率30%以上を目標に掲げ、各階層の女性社員に対する研修、育児休職復帰者及び上司向けの研修等を実施しています。

社内環境については、ワークインライフの実現に向け、リモートワークを基本とし、コアタイムを設定しないフレックスタイム、分断勤務等を活用した柔軟な働き方ができる環境を整備しています。また、居住地を自由にするリモートスタンダード制度も導入を開始し、単身赴任の解消や転勤に伴う転居を必要としない環境の整備に取り組んでいます。さらには、女性・障がい者・LGBTQ等、属性のマイノリティや子育て・介護等の制約を持つ社員が働きやすい職場環境を構築するため、人的ネットワークの構築や周囲（特に上司）の知識習得・マインド改革・風土醸成のための研修等を実施しているほか、男性の育児参画についても積極的に推進しています。

NTTグループでは、D&I（ダイバーシティ＆インクルージョン）を推進していくために、「D&I Statement」を策定しています。多様性の確保・人材の育成等の具体的な取組みについては当社ホームページをご参照ください。

・サステナビリティ憲章：

<https://group.ntt.jp/newsrelease/2021/11/10/211110d.html>

・人権方針：

<https://group.ntt.jp/newsrelease/2021/11/10/211110c.html>

・IR資料室：

<https://group.ntt.jp/ir/library/>

・NTTグループのダイバーシティ＆インクルージョン：

<https://group.ntt.jp/diversity/index.html>

■ 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮（原則2 - 6）

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めています。

■ 情報開示の充実（原則3 - 1）

(1) 会社のめざすところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画については、当社ホームページをご参照ください。

・ 中期経営戦略：

<https://group.ntt.jp/ir/mgt/managementstrategy/>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営に係る事項」内、「(6)取締役報酬関係」、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」内、「【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」、「取締役会の構成、役員の選任手続等（補充原則4 - 11）」をご参照ください。

(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名については、2015年度から、その理由を株主総会参考書類において説明することとされています。当社ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

・株主総会について:

https://group.ntt.jp/ir/shares/shareholders_meeting/

■サステナビリティ、人的資本、知的財産への投資についての取り組み（補充原則3-1）

NTTグループは、サステナビリティ憲章を制定し、高い倫理観と最先端の技術・イノベーションに基づくIOWN構想の推進により、「自然(地球)」との共生(環境問題への対応)、「文化(集団・社会・国)」の共栄(社会課題への対応)、「Well-being(幸せ)」の最大化(人権・ダイバーシティ&インクルージョン等への対応)に取り組んでいます。これらの取り組みを通じて、企業としての成長と社会課題の解決を同時実現し、持続可能な社会の実現に貢献しています。

また、2023年5月には新中期経営戦略「New value creation & Sustainability 2027 powered by IOWN」を発表しました。新たな価値創造とグローバルサステナブル社会を支えるNTTをめざすなど、様々な取り組みを進めています。

NTTグループでは、サステナビリティの推進を重要な経営課題と捉え、特に重要な事項については取締役との議論を踏まえて決定しています。取締役による監督体制としては、取締役会直下にサステナビリティ委員会(委員長:社長)を設置し、グループ全体の活動方針やその進捗状況を管理しています。サステナビリティに関する方針(憲章及び付随する方針等の制定・改廃、特に重要な指標の決定)は、サステナビリティ委員会を経て取締役会で決定しています。

サステナビリティに関する課題のうち、重要な解決すべき課題・アクティビティとして選定したプロセスについては、2021年度に、第三者機関・ISO26000・GRI Standards等評価機関、SDGs、世界トレンド、社内ワークショップ、他企業のマテリアリティ等を参考に、サステナビリティを取り巻く新たな課題を網羅的に考慮し、NTTグループとして取り組むべき課題をグローバル規模で議論、選択し特定しました。また、取り組むべき優先度については、「企業としての成長」と「社会への課題解決」へのインパクトの両面で評価を行い、社会課題の解決と事業の成長を同時実現するマネジメントをめざし、外部有識者の意見も取り入れ、優先度を評価しました。

上記において特定した課題及びその優先度の設定に関する妥当性は、サステナビリティ委員会で審議した後、取締役会にて定期的(年1回)にレビューし、随時見直しを行うこととしており、2023年4月20日開催の取締役会において、レビューした優先度を踏まえ、気候変動、人的資本、新たな価値創造、レジリエンスの4項目を2023年度のサステナビリティに関する重要項目として決定しています。

気候変動に係るリスク及び機会については、統合報告書にてTCFDに沿って開示しています。

人的資本に関する取り組みについては補充原則2-4 に記載のとおりです。

知的財産については、NTTグループの事業戦略・研究開発戦略と三位一体となった知的財産戦略として、戦略的な権利化、知的財産リスクマネジメント、保有知的財産の活用を推進しています。研究開発で創出される知的財産を適切に保護・活用していくことは、NTTグループの継続的な成長、ひいては、お客さまと社会への継続的な貢献のために重要であると考えています。

上記のほか、サステナビリティ、人的資本、知的財産に関する具体的な取り組み状況については、当社ホームページ、有価証券報告書、統合報告書をご参照ください。

・サステナビリティ憲章:

<https://group.ntt.jp/newsrelease/2021/11/10/211110d.html>

・人権方針:

<https://group.ntt.jp/newsrelease/2021/11/10/211110c.html>

・新たな環境エネルギービジョン「NTT Green Innovation toward 2040」:

<https://group.ntt.jp/newsrelease/2021/09/28/210928a.html>

・IR資料室(有価証券報告書・統合報告書):

<https://group.ntt.jp/ir/library/>

・NTTグループのサステナビリティ:

<https://group.ntt.jp/csr/>

・NTTの研究開発:

<https://www.rd.ntt/>

■取締役会の役割・責務の概要（補充原則4-1）

取締役会は、法令で定められた事項、及び会社経営・グループ経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役及び執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役員の職務執行を監督しています。また、取締役会にて決定すべき事項以外の業務執行の意思決定については、適切に委任の範囲を定めています。詳細は、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「2.業務執行、監督・監査、指名、報酬決定等の機能に係る事項」内「(1)企業統治の体制」をご参照ください。

■後継者計画（補充原則4-1）

最高経営責任者等の後継者候補については、技術革新、市場動向、経営環境の変化のスピードに対応できる後継者候補の確保が重要と捉え、幅広い職務経験、重要ポストへの配置等を通じ、候補者の多様性を担保し、人格、見識ともに優れ世に合った人材を登用していけるよう育成を行っています。選任にあたっては、取締役会の事前審議等機関として独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される指名委員会の審議を経て、取締役会で決定しています。

なお、将来の経営幹部候補については、年齢・性別・専門分野を問わず様々な人材を選抜し、経営幹部候補育成プログラムとしてスタートした“NTT University”における育成を通じて、変革をリードしていく意欲あふれる多様な人材を対象としていきます。

■独立社外取締役の独立性判断基準及び資質（原則4-9）

当社は、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準に加え、独自の基準を満たす社外取締役及び社外監査役を独立役員に指定しています。当社の基準の詳細については、本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1.機関構成・組織運営等に係る事項」内、「(4)独立役員関係」、「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

■任意の仕組みの活用（補充原則4-10）

本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1.機関構成・組織運営等に係る事項」内、「(2)取締役関係」をご参照ください。

■取締役会の構成、役員の選解任手続き等（補充原則4-11）

当社の取締役会の構成は、NTTグループ人事方針における経営陣の選任の方針に基づき、NTTグループの課題解決に資するスキルを有する人材をグループ内外から幅広く選任していきます。なお、社外役員については、幅広い経営視点・専門家としての意見を期待するとともに、社内外の取締役については、ダイバーシティの推進も踏まえて選任することとしています。取締役会は、独立社外取締役5名(うち女性2名)を含む取締役10名で構成され、社外取締役比率は50%となっています。なお、当社においては、法令の定め(日本電信電話株式会社等に関する法律 第10条第1項)により、外国人を取締役とすることはできません。

「NTTグループ人事方針」

【基本的な考え方】

NTTグループは、信頼され選ばれ続ける「Your Value Partner」として、お客さまに対してワールドワイドに新たな価値を創造することを通じて、社会的課題の解決と安心・安全で豊かな社会の実現に寄与していきます。その価値観を共有できる人材をNTTグループ全体のトップマネジメント層にグループ内外から幅広く選任していくこととします。

【取締役候補の選任】

取締役候補は、NTTグループ全体の企業価値の向上のために、グループトータルの発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人材を選任します。取締役会は、事業内容に応じた規模とし、専門分野等のバランス及び多様性を考慮した構成とします。

なお、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を独立社外取締役とし、原則、複数名選任します。

【監査役候補の選任】

監査役候補は、専門的な経験、見識等からの視点に基づく監査が期待できる人材を選任することとします。

なお、取締役の業務執行を公正に監査する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない人材を社外監査役とし、会社法に則り監査役の半数以上を選任します。

なお、取締役候補の選任にあたっては、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される指名委員会の審議を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。また、監査役候補の選任にあたっては、監査役候補の選任方針に基づき取締役が提案する監査役候補について、社外監査役が半数以上を占める監査役会における審議・同意を経て取締役会で決議し、株主総会に付議することとしています。

（参考）取締役・監査役のスキルマトリックス

NTTグループ中期経営戦略の実現に向け、特に期待する分野を、経営管理、マーケティング・グローバルビジネス、IT・DX・研究開発、法務・リスクマネジメント・公共政策、HR、財務・ファイナンスの分野と定義しています。個々の取締役・監査役メンバーのスキルについても過不足なく適切に配置しており、その一覧は下表のとおりです。

	氏名	分野					
		経営管理	マーケティング・グローバルビジネス	IT・DX・研究開発	法務・リスクマネジメント・公共政策	HR	財務・ファイナンス
取締役	さわ 澤 田 純	●	●	●		●	●
	しま 島 田 明	●	●		●	●	●
	かわ 川 添 雄 彦	●	●	●	●	●	
	ひろ 廣 井 孝 史	●	●		●	●	●
	く 工 藤 晶 子	●	●	●			
	さか 坂 村 健	●	●	●			
	うち 内 永 ゆか子	●	●	●			
	ちゅう 中 鉢 良 治	●	●	●			
	わた 渡 邊 光一郎	●	●				●
	えん 遠 藤 典 子	●		●	●		
監査役	やなぎ 柳 圭一郎		●		●	●	●
	たか 高 橋 香 苗			●	●	●	●
	こし 腰 山 謙 介				●	●	●
	かん 神 田 秀 樹				●	●	●
	か 鹿 島 かおる				●	●	●

各取締役・監査役に特に期待する分野を、最大5つまで記載しています。

上記一覧表は、各取締役・監査役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。

■ 取締役・監査役の兼任状況（補充原則4 - 11）

取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために業務を遂行しており、兼職については合理的な範囲であると考えています。取締役・監査役の重要な兼職状況についての詳細は、当社ホームページに掲載していますので、ご参照ください。

・株主総会について：

https://group.ntt.jp/ir/shares/shareholders_meeting/

■ 取締役会の実効性評価（補充原則4 - 11）

純粋持株会社である当社の取締役会は、グループ全体の中長期的な事業戦略に基づいたグループ各社の具体的な事業運営について、モニタリングする役割を担っています。

当社の取締役会は、執行役員等で構成する執行役員会議や、社長・副社長を委員長とし、関係する執行役員等が参加する各種の委員会の審議を経て、グループ経営に係る重要事項等を決定するとともに、各取締役及び各執行役員の職務執行の状況をモニタリングしています。

取締役会においては、各取締役の所掌に基づき、現状のグループ経営等における課題とその解決に向けた取組みや、出資や提携等の事業拡大に向けた取組みについて報告・審議されています。2022年度は、中期経営戦略「Your Value Partner 2025」に基づき、NTTグループにおけるグローバル事業の強化に向けた再編等の会社経営・グループ経営に関する重要事項、ガバナンスの更なる強化に向けた方針の策定等を中心に、

活発な議論がなされました。また、独立社外取締役に対して、取締役会付議案件の事前説明に加え、取締役会後に代表取締役から当面の課題や検討状況を説明し、執行の注力内容と取組み趣旨の明確化に努めることで、取締役会の監督機能が十分に発揮できるような環境を整えています。

さらには、独立社外取締役に当社の事業をより深く理解してもらうように、独立社外取締役と代表取締役で当社の経営戦略について意見交換を実施するとともに、当社が力を入れている研究開発に関する展示会における、最先端の研究成果等の説明や、最新ICT技術を用いた講演の紹介等も実施しました。他にも、独立社外取締役と当社監査役、主要なグループ会社の独立社外取締役等との間で、NTTグループの経営課題について意見交換を行いました。

これらの意見交換会において、独立社外取締役及び監査役から、当社の取締役会等に関し、十分な情報提供と活発な議論が行われており、実効性が確保できていると評価されています。

また、取締役会の継続的な実効性向上を通じた経営ガバナンスの強化を目的に、毎年1回、取締役会の実効性評価を実施しています。2022年度においても第三者機関を起用し、全取締役・監査役を対象とした取締役会に関するアンケート調査を行い、取締役会としての実効性評価を実施しました。取締役会の役割と責務、構成、運営、満足度といった観点での質問を行い、第三者機関にて取りまとめた結果、全ての設問において肯定的意見が多数を占めており、取締役会に期待される重要な役割・責務が十分に果たされていることを確認しました。

また、戦略的議論の活性化にむけて実施した、意見交換会の開催や、グローバル事業の強化に向けた再編等の会社経営・グループ経営に関する重要事項、ガバナンスの更なる強化に向けた方針の策定等重要課題の議論の充実等により、すべての役員から肯定的な意見を得ており、当社としては、取締役会の実効性は確保されていると評価しています。

■取締役・監査役への研修（補充原則4 - 14）

NTTグループ会社役員に対しては、グローバルにわたる経済・社会問題、コンプライアンス、リスクマネジメント等、様々な研修の機会を設けるとともに、新たな職務経験等を積ませることで、激変する経営環境に対応できるトップマネジメントに相応しい候補者の育成に努めています。また、独立社外役員に対しては、グループ会社の事業動向や当社研究所等における最新の研究開発成果への理解を深める機会を設ける等、NTTグループ事業への理解をさらに深める取組みも行っています。

■株主との建設的な対話に関する方針（原則5 - 1）

当社は株主の皆さまとの対話を重視した経営を推進しており、株主総会の場での対話はもちろんのこと、社長をはじめとする経営幹部は、機関投資家の皆さまとの個別面談や個人投資家の皆さまに向けた説明会を通じて、業績動向はもとより、中期的な経営戦略やガバナンス等の説明・質疑応答等についても株主の皆さまとの対話を積極的に進めています。

株主の皆さまとの対話を通じて頂いたご意見等につきましては適切に共有されており、2023年5月に発表した中期経営戦略「New value creation & Sustainability 2027 powered by IOWN」の策定にあたっては、株主の皆さまの意見も踏まえて検討・策定を実施したところです。

なお、株主の皆さまとの対話に際しては、インサイダー情報の管理徹底はもちろんのこと、フェア・ディスクロージャー（適時、公正かつ公平な情報開示）に留意して、積極的な情報開示を進めています。

当社の方針・取組みの詳細は、本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「2. IRに関する活動状況」をご参照ください。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】

当社の資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の詳細は、統合報告書をご参照ください。

・IR資料室: <https://group.ntt.jp/ir/library/>

【株主との対話の実施状況等】

当社経営幹部と株主の皆さまとの対話の実施状況等の詳細は、本報告書「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「2. IRに関する活動状況」及び有価証券報告書をご参照ください。

・IR資料室: <https://group.ntt.jp/ir/library/>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
財務大臣	1,167,975,704	34.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	391,152,400	11.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	172,314,000	5.05
トヨタ自動車株式会社	80,775,400	2.37
ジェービー モルガン チェース バンク 385632	55,872,926	1.64
モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	39,392,587	1.16
日本生命保険相互会社	25,921,872	0.76
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	25,454,276	0.75
NTT社員持株会	24,922,348	0.73
ジェービー モルガン チェース バンク 380072	21,848,208	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は各グループ会社との意識合わせに基づいて、NTTグループ全体としての経営戦略を策定するとともに、各社に対し適宜適切な助言・あっせんを実施しており、各グループ会社はそれらを踏まえつつ、自ら経営責任を負い、独立して事業経営を行っています。

当社が保有する上場子会社の保有意義は以下のとおりであり、当該子会社に関して、自主・自律性を尊重しつつ、綿密な連携を保ち、NTTグループの持続的な成長・発展に努めています。

- 株式会社エヌ・ティ・ティ・データについては、上場により自身の成長・発展に必要な資金を市場から調達することで、変化するIT市場への機動的な事業開発が可能となっています。
- 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ・イントラマートについては、上場により自身の成長・発展に必要な資金を市場から調達することで、Webシステム構築基盤及びパッケージ開発・販売事業について、機動的な事業開発が可能となっています。
- 株式会社エックスネットについては、上場により自身の成長・発展に必要な資金を市場から調達することで、有価証券に係る各種サービスについて、機動的な事業開発が可能となっています。
- ネットイヤーグループ株式会社については、上場により自身の成長・発展に必要な資金を市場から調達することで、デジタル技術を活用したマーケティング業務の支援事業について、機動的な事業開発が可能となっています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5 名
------------------------	-----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂村 健	学者								○		○	
内永 ゆか子	他の会社の出身者								○			
中鉢 良治	他の会社の出身者								○			
渡邊 光一郎	他の会社の出身者								○			
遠藤 典子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「 」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂村 健	○	独立役員として指定している社外取締役の坂村 健氏が教授を務めていました東京大学及び学部長を務めています東洋大学と当社及び主要子会社との間では取引及び寄付の関係がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	坂村 健氏は、大学や研究機関の運営責任者等として豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い視点からの助言を期待したためであります。 また、同氏が教授を務めていました東京大学及び学部長を務めています東洋大学と当社及び主要子会社との間では取引及び寄付の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしています。 < 同氏が教授を務めていた東京大学と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の年間総収入と比較していずれも1%未満である。 直近の3事業年度における当社及び主要子会社から同大学への寄付の合計額は、当該各事業年度における同大学の年間総収入のいずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 なお、同氏は2017年3月に同大学を退職している。 < 同氏が学部長を務めている東洋大学と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の年間総収入と比較していずれも1%未満である。 直近の3事業年度における当社及び主要子会社から同大学への寄付の合計額は、当該各事業年度においても年間1,000万円以下であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。

内永 ゆか子	○ 独立役員として指定している社外取締役の内永 ゆか子氏が取締役専務執行役員を務めていました日本アイ・ピー・エム株式会社、代表取締役会長兼社長兼CEOを務めていましたベルリッツコーポレーション、取締役副社長を務めていました株式会社ベネッセホールディングス及び代表取締役社長を務めています株式会社グローバルゼーションリサーチインスティテュートと当社及び主要子会社との間では取引の関係がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	内永 ゆか子氏は、グローバルな企業経営やダイバーシティ推進における豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待したためであります。 また、同氏が取締役専務執行役員を務めていました日本アイ・ピー・エム株式会社、代表取締役会長兼社長兼CEOを務めていましたベルリッツコーポレーション、取締役副社長を務めていました株式会社ベネッセホールディングス及び代表取締役社長を務めています株式会社グローバルゼーションリサーチインスティテュートと当社及び主要子会社との間では次のとおり取引の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしています。 < 同氏が取締役専務執行役員を務めていた日本アイ・ピー・エム株式会社と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間売上高と比較していずれも1%未満である。 なお、同氏は2008年3月に同社を退職している。 < 同氏が代表取締役会長兼社長兼CEOを務めていたベルリッツコーポレーションと当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間売上高と比較していずれも1%未満である。 なお、同氏は2013年6月に同社を退職している。 < 同氏が取締役副社長を務めていた株式会社ベネッセホールディングスと当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間売上高と比較していずれも1%未満である。 なお、同氏は2013年6月に同社を退職している。 < 同氏が代表取締役社長を務めている株式会社グローバルゼーションリサーチインスティテュートと当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間売上高と比較していずれも1%未満である。
---------------	---	---

中鉢 良治	○	独立役員として指定している社外取締役の中鉢 良治氏が取締役代表執行役社長を務めていましたソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)及び最高顧問を務めています国立研究開発法人産業技術総合研究所と当社及び主要子会社との間では取引の関係がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	中鉢 良治氏は、企業経営者や研究機関の運営責任者として豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。 また、同氏が取締役代表執行役社長を務めていましたソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)及び最高顧問を務めています国立研究開発法人産業技術総合研究所と当社及び主要子会社との間では次のとおり取引の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしています。 < 同氏が取締役代表執行役社長を務めていたソニー株式会社(現 ソニーグループ株式会社)と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間売上高と比較していずれも1%未満である。 なお、同氏は2013年3月に同社を退職している。 < 同氏が最高顧問を務めている国立研究開発法人産業技術総合研究所と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同研究所との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同研究所の年間総収入と比較していずれも1%未満である。
--------------	----------	--	--

渡邊 光一郎	○	独立役員として指定している社外取締役の渡邊 光一郎氏が取締役会長を務めていました第一生命保険株式会社及び取締役を務めています第一生命ホールディングス株式会社と当社及び主要子会社との間では取引の関係がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	渡邊 光一郎氏は、企業経営者として豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。 また、同氏が取締役会長を務めていました第一生命保険株式会社及び取締役を務めています第一生命ホールディングス株式会社と当社及び主要子会社との間では次のとおり取引の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしています。 < 同氏が取締役会長を務めていた第一生命保険株式会社と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間売上高と比較していずれも1%未満である。 なお、同氏は2023年3月に同職を退任している。 < 同氏が取締役を務めている第一生命ホールディングス株式会社と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間売上高と比較していずれも1%未満である。
---------------	----------	--	--

遠藤 典子	○	独立役員として指定している社外取締役の遠藤 典子氏が所属していました株式会社ダイヤモンド社及び特任教授を務めています慶應義塾大学と当社及び主要子会社との間では取引及び寄付の関係がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	遠藤 典子氏は経済誌編集者としての取材活動、公共政策研究(エネルギー分野等)及び企業の社外役員の経歴を通じて培った豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、当社としては、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。 また、同氏が所属していました株式会社ダイヤモンド社及び特任教授を務めています慶應義塾大学と当社及び主要子会社との間では次のとおり取引及び寄付の関係がございますが、当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしています。 < 同氏が所属していた株式会社ダイヤモンド社と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と会社との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間売上高と比較していずれも1%未満である。なお、同氏は2013年12月に同社を退職している。 < 同氏が特任教授を務めている慶應義塾大学と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同社の年間総収入と比較していずれも1%未満である。直近の3事業年度における当社及び主要子会社から同大学への寄付の合計額は、当該各事業年度においても年間1,000万円以下であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性及び説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議機関として5名の取締役で構成(過半数である3名が独立社外取締役)される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めています。2022年度末時点において、両委員会を構成する委員は、島田明(代表取締役社長)、廣井孝史(代表取締役副社長)、坂村健(社外取締役)、内永ゆか子(社外取締役)及び渡邊光一郎(社外取締役)とし、議事運営を統括する委員長は島田明(代表取締役社長)としていました。なお、本報告書提出日現在、両委員会構成委員及び議事運営を統括する委員長に変更はございません。両委員会の決議にあたっては、構成メンバーである委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行うこととしています。2022年度は、指名委員会を5回、報酬委員会を1回開催し、役員等の選任、後継者計画、役員報酬体系の在り方等について活発な議論を実施しています。(全ての委員が全ての会に出席)

指名委員会	事前審議事項	(1) グループ全体の取締役・執行役員の選任及び解任並びにその候補者の指名を行うにあたっての方針 (2) 取締役の選任及び解任に関する事項 (3) 主要グループ会社の代表取締役の選定及び解職に関する事項 (4) 代表取締役、その他役付取締役の選定及び解職 (5) 会長の選定及び解職 (6) 社長に事故があるとき、その職務を代行する取締役の順序 (7) 取締役に関する業務分担の決定及び使用人職務の委嘱 (8) 執行役員の選任及び解任並びに職務の委嘱 (9) 前各号に掲げるほか、取締役・執行役員等の指名に関して取締役会から諮問を受けた事項
	個別委任事項	取締役・執行役員等の指名に関して取締役会から個別に委任を受けた事項
報酬委員会	事前審議事項	(1) 取締役・執行役員の報酬の決定方針及び報酬の構成・水準 (2) 前号に掲げるほか、取締役・執行役員等の報酬に関して取締役会から諮問を受けた事項
	個別委任事項	(1) 取締役・執行役員の報酬の割合、算定方法及び個人別の報酬の額 (2) 取締役・執行役員等の報酬の決定に関して取締役会から個別に委任を受けた事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人並びに内部監査部門との間に定期的な意見交換を実施する仕組みを構築しており、監査計画・監査結果等の説明や内部統制システムの状況等について報告を受けるとともに、提言も行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
腰山 謙介	他の会社の出身者													
神田 秀樹	学者										○			
鹿島 かおる	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
腰山 謙介	○	独立役員として指定している社外監査役の腰山 謙介氏が事務総長を務めていました会計検査院と当社及び主要子会社との間では取引の関係がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	腰山 謙介氏は、長年にわたり、会計検査院の職務に携わり、財務・会計及び業務執行の監査における豊富な経験、見識からの視点に基づく監査を期待するものです。 また、同氏が事務総長を務めていました会計検査院と当社及び主要子会社との間では次のとおり取引の関係がございますが、いずれも当社が上場している東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしています。 < 同氏が事務総長を務めていた会計検査院と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同事務所との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 なお、同氏は2021年12月に同院を退職している。
神田 秀樹	○	独立役員として指定している社外監査役の神田 秀樹氏が教授を務めていました東京大学及び教授を務めています学習院大学と当社及び主要子会社との間では取引及び寄付の関係がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	神田 秀樹氏は、長年にわたり、法学研究を専門とする大学教授を務めていることから、その経歴を通じて培った専門家としての知識、見識からの視点に基づく監査を期待したためであります。 また、同氏が教授を務めていました東京大学及び教授を務めています学習院大学と当社及び主要子会社との間では取引及び寄付の関係がございますが、いずれも東京証券取引所の定める独立性基準及び当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしています。 < 同氏が教授を務めていた東京大学と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の年間総収入と比較していずれも1%未満である。 直近の3事業年度における当社及び主要子会社から同大学への寄付の合計額は、当該各事業年度における同大学の年間総収入のいずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。 なお、同氏は2016年3月に同大学を退職している。 < 同氏が教授を務めている学習院大学と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同大学との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同大学の年間総収入と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。

鹿島 かおる	○	独立役員として指定している社外監査役の鹿島 かおる氏が所属していましたEY新日本有限責任監査法人と当社及び主要子会社との間では取引の関係がございますが、「選任の理由」欄に記載のとおり、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。 < 同氏が所属していたEY新日本有限責任監査法人と当社及び主要子会社との取引等の状況 > 直近の3事業年度における当社及び主要子会社と同監査法人との取引合計額は、当該各事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額と比較していずれも1%未満であり、当社が定める独立役員の独立性判断基準を満たしている。また当該各事業年度における同監査法人の年間総収入と比較していずれも1%未満である。 なお、同氏は2019年6月に同監査法人を退職している。
--------	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	8 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しています。

・直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。

- (1) 当社の基準を超える取引先(1)の業務執行者
 - (2) 当社の基準を超える借入先(2)の業務執行者
 - (3) 当社及び主要子会社(3)から、直近の3事業年度のいずれかの事業年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人
 - (4) 当社の基準を超える寄付を受けた団体(4)の業務執行者
- なお、以上の(1)から(4)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員の指定時にその理由を説明、開示します。
- 1 当社の基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社及び主要子会社(3)の取引合計額が、当該事業年度における当社及び主要子会社の年間営業収益合計額の2%以上の取引先をいう。
 - 2 当社の基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先とする。
 - 3 主要子会社とは、株式会社NTTドコモ、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ、をいう。
 - 4 当社の基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの事業年度における当社及び主要子会社(3)からの寄付の合計額が、年間1,000万円または当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)の個人別の報酬については、月額報酬(基本報酬)と賞与(短期の業績連動報酬)、並びに役員持株会を通じた自社株式取得及び業績連動型株式報酬(中長期の業績連動報酬)から構成することとしています。

詳細については、「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」内、「(6)取締役報酬関係」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬額については、2021年6月24日開催の第36回定時株主総会において、金銭報酬の額:年額6億円以内、役員持株会を通じた当社株式の取得の資金として取締役を支給する額など:年額5千万円以内かつ年間当たり24,000株以内、業績連動型株式報酬制度に拠出する金員など:年額1億円以内かつ年間当たり47,000株以内の3種類の構成とする旨、決議頂きました。実際に支給された報酬等の総額や報酬等の総額が1億円以上の者についての詳細は有価証券報告書において開示していますのでご参照ください。なお、有価証券報告書については当社のホームページにおいて掲載しています。

・IR資料室:

<https://group.ntt.jp/ir/library/>

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社の取締役の報酬の決定方針及び構成・水準については、客観性・透明性を確保するために、独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される報酬委員会を設置し、同委員会の審議を経て取締役会にて決定することとします。また、報酬の割合、算定方法及び個人別の報酬の額については、取締役会から同委員会に委任し、決定することとしています。これらの権限を報酬委員会に委任している理由は、当該委員会が代表取締役2名と社外取締役3名で構成されており、当社全体の業績を俯瞰しつつ、社外の目線も取り入れて適切な判断が可能であると考えているためです。

取締役(社外取締役を除く)の個人別の報酬については、月額報酬(基本報酬)と賞与(短期の業績連動報酬)、並びに役員持株会を通じた自社株式取得及び業績連動型株式報酬(中長期の業績連動報酬)から構成することとしています。

月額報酬は、月例の固定報酬とし、役位ごとの役割の大きさや責任範囲に基づき、支給することとし、賞与は、当事業年度の業績を勘案し毎年6月に支給することとしています。賞与の業績指標の詳細については、有価証券報告書並びに招集通知に記載のとおりです。

・IR資料室(有価証券報告書):

<https://group.ntt.jp/ir/library/>

・株主総会について(招集通知):

https://group.ntt.jp/ir/shares/shareholders_meeting/

さらに、中長期の業績を反映させる観点から、毎月支給する株式取得目的報酬により、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしています。

業績連動型株式報酬は、当社が設定した信託を用いて、毎年6月に役位に応じたポイントを付与し、中期経営戦略の終了年度の翌年度6月に、業績指標の達成度に応じて業績連動係数を決定し、これに累積ポイント数を乗じて付与する株式数を算定することとしています。また、株式の付与は退任時に行うこととしています。

なお、業績連動型株式報酬の業績指標としては、2018年11月発表の中期経営戦略の目標年度が2023年度であることから、EPS(1株当たり当期利益)を引き続き適用しています。

報酬構成割合は、標準的な業績の場合、およそ「固定報酬:短期の業績連動報酬:中長期の業績連動報酬=50%:30%:20%」とします。

社外取締役の報酬については、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月例の固定報酬のみを支給することとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会事務局が連絡窓口となり、社外取締役からの問合せに対する回答や業務執行に関する情報提供等のサポートを常日頃より行っています。加えて、取締役会開催前には、取締役会事務局等より社外取締役に対して、審議にかけられる案件の内容等について事前に説明を行っています。社外監査役を含む監査役については、その職務を補助するため監査役室を設置し、監査役監査業務のサポートを実施しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宮津 純一郎	顧問	特定業務に関する社長からの諮問への応答、及び対外的活動を実施	非常勤・報酬無	2002/6/27	2022/7/1～ 2024/6/30
和田 紀夫	顧問	特定業務に関する社長からの諮問への応答、及び対外的活動を実施	非常勤・報酬無	2007/6/28	2023/7/1～ 2025/6/30
三浦 惺	顧問	特定業務に関する社長からの諮問への応答、及び対外的活動を実施	非常勤・報酬無	2012/6/26	2022/7/1～ 2024/6/30
鶴浦 博夫	顧問	特定業務に関する社長からの諮問への応答、及び対外的活動を実施	非常勤・報酬無	2018/6/26	2023/7/1～ 2025/6/30
篠原 弘道	相談役	会社の業務一般に関する社長からの諮問への応答、及び対外活動を実施	常勤・報酬有	2022/6/24	2022/6/24～ 2024/6/30

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	5 名
--------------------------	-----

その他の事項

和田 紀夫氏及び鶴浦 博夫氏につきましては、現任期の2021/7/1～2023/6/30においても、顧問(勤務形態:非常勤、条件:報酬無)として、特定業務に関する社長からの諮問への応答、及び対外的活動を実施しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- (1) 企業統治の体制の概要
- 当社は、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しています。また、独立社外取締役を選任することにより、業務執行を適切に監督する機能を強化しています。さらに、執行役員制度を導入することにより、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と、執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図っています。加えて、当社は独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、指名・報酬の決定における客観性・透明性の更なる向上を図っており、監査役会設置会社形態による統治機能が十分有効であると判断しています。
- 当社の業務は、各組織の所掌業務を定めた組織規程に則って執行されており、意思決定は、取締役会の監督の下、社長・副社長、執行役員及び各組織の長の責任を定めた責任規程に基づいて行っています。また当社は、グループ経営の推進に向けた適切な意思決定を行うため、重要な業務執行に関する各種会議、委員会を必要に応じて設置しています。
- (2) 会社の機関の内容
- 取締役会
- 取締役会は、独立社外取締役5名を含む取締役10名で構成され、社外取締役比率は50%となっています。また、執行役員制度を導入し、経営に関する決定・監督の機能と業務執行の機能を明確に分離することで、執行に対する監視機能と、経営の機動力を担保しています。取締役会は、原則として毎月1回の定例取締役会を開催し、必要のある都度臨時取締役会を開催することで、グループ経営戦略に関する議論に加え、法令で定められた事項、及び会社経営・グループ経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役及び執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役員の職務執行を監督しています。
- 独立社外取締役については、それぞれ豊富な経験を有し、人格、見識ともに優れていることから、業務執行の監督機能強化への貢献及び幅広い経営的視点からの助言を期待するものです。
- なお、当社は、取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性及び説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成(過半数である3名が独立社外取締役)される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めています。
- 加えて、サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であるとの認識のもと、サステナビリティ委員会を取締役会直下の機関として任意に設置し、重要な課題・指標の決定については、取締役会で決議することで、その取組みの更なる推進を図っています。
- (取締役会の構成)
- 取締役会は、事業内容に応じた規模とし、専門分野等のバランス及び多様性を考慮した構成としており、業務執行の監督機能を強化する観点から選任している独立社外取締役5名を含む取締役10名で構成されています。
- (取締役会の活動)
- 原則として毎月1回、定例取締役会を開催するとともに、必要のある都度臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項、及び会社経営・グループ経営に関する重要事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役及び執行役員から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役及び執行役員の職務執行を監督しています。2022年度においては取締役会を14回開催しました(取締役であった榊原定征は、在任中に開催した4回のうち3回出席、監査役である鹿島かおるは14回のうち13回出席。その他取締役・監査役は全ての会で出席)。
- (取締役会の実効性評価)

取締役会の実効性評価については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」内、「[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]」、「取締役会の実効性評価（補充原則4-11）」をご参照ください。

（取締役の選解任方針・選解任手続）

取締役の選解任方針・選解任手続については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」内、「[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]」、「取締役会の構成、役員の選解任手続等（補充原則4-11）」をご参照ください。

（後継者計画）

後継者計画については、本報告書「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の「1. 基本的な考え方」内、「[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示]」、「後継者計画（補充原則4-1）」をご参照ください。

（取締役の活動の支援体制等）

詳細は、本報告書「II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」内、「(2)取締役関係」、「(3)監査役関係」、「(4)独立役員関係」、「(7)社外取締役（社外監査役）のサポート体制」をご参照ください。

○監査役及び監査役会

（監査役会の構成）

監査役会は、大学教授及び公認会計士等としての専門分野の経験、見識を有した独立社外監査役3名と社内監査役2名（各1名ずつ女性2名を含む）で構成され、独立社外監査役の独立性と社内監査役の高度な情報収集力を組み合わせた実効性のある監査を実施しています。そのうち監査役 柳圭一郎氏は日本証券アナリスト協会検定会員の資格を有しており、監査役 腰山謙介氏は会計検査院における職務経験があり、また監査役 鹿島かおる氏は公認会計士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

（監査役会の活動）

2022年度は監査計画に基づき、グローバル事業再編等、引き続き経営が大きく変化する中、法令に基づく監査に加え、中期経営戦略の進捗状況やコーポレート・ガバナンスの維持、向上に向けた取組み状況、コンプライアンスの徹底状況、通信サービスの安定的提供等について、内部監査部門・会計監査人・グループ会社監査役等との連携による効率的・効果的な監査に努めました。独立社外監査役を含む当社の監査役は、取締役会等、重要な会議に出席するほか、代表取締役及び独立社外取締役等との意見交換を実施するとともに、海外子会社を含むグループ会社の代表取締役及び監査役等とテーマに応じた意見交換を実施することで、取締役及び執行役員の職務の執行状況の実情を把握するとともに必要に応じ提言を行っています。

2022年度は、代表取締役及び独立社外取締役等との意見交換を40回実施し、経営課題や対応等について議論を実施いたしました。2022年度においては監査役会を26回開催しました（高橋香苗、飯田隆はともに26回のうち26回出席、神田秀樹、鹿島かおるはともに26回のうち25回出席、柳圭一郎、腰山謙介はともに17回のうち17回出席、前澤孝夫は9回のうち9回出席）。また、監査役会とは別に監査役打合せ会を36回開催し、執行部から執行役員会議付議案件の説明を聴取する等、情報の共有を図っています。さらに、会計監査人との意見交換を11回、内部監査部門との意見交換を13回実施し、監査計画の説明や内部統制システムの状況等について報告を受けるとともに、必要に応じ提言を行う等、会計監査人・内部監査部門と密に連携しています。

グループ各社に関する取組みとしては、グループ監査体制の高度化に向け、主要グループ会社の監査役等との間で、重要性、及びリスク・アプローチに基づき、リスク認識の統一を図り、主要グループ会社の監査役を通じた監査を実施しました。2022年度は、グループ会社の代表取締役、及び監査役等との意見交換を65回行い、中期経営戦略の進捗状況、コーポレート・ガバナンスの状況やその維持、向上に向けた取組み、コンプライアンスの徹底状況、及び通信サービスの安定的提供等を聴取し、それらについて議論を行うとともに、グループ会社の監査役等からは、統一されたリスク認識に基づく監査項目に対する監査結果等について報告を受け、意見交換を実施しました。また、主要会社連絡会やグループ会社監査役等連絡会を開催しリスク認識の共有を行う等、各社監査役の監査活動の向上に資する取組みを実施しています。

このような活動を通じて、業務執行者とは異なる独立した立場から当社及びグループ各社に対し、健全でかつ持続的な成長と発展を促すとともに、コーポレート・ガバナンスの体制強化やコンプライアンス意識の向上に寄与しています。

なお、関係監査組織との連携、往査にあたっては、監査の実効性を高める観点からWeb会議システムの活用と訪問往査を組み合わせ対応しています。

（監査役会の実効性評価）

2022年度の監査活動を振り返り、次年度の監査計画への反映、及び監査品質の向上等を目的に、2018年度以降継続して監査役会の実効性を評価しています。2022年度の実効性の評価に際しては、全監査役に対するアンケート及びインタビューを実施しました。今年度は、監査役の増員、新しい経営執行体制、内部監査機能の組織の見直し、グローバル事業再編に関する組織変更等当社グループの監査役監査を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、全監査役に対してインタビューを行いました。なお、匿名性を確保するとともに客観的な視点を導入するため、アンケートやインタビューの実施、集計結果の分析にあたり、第三者機関を活用いたしました。2022年度の主な評価項目は、監査計画、経営幹部への提言・業務執行監査、グループ監査体制、不正対応、三様監査（監査役による監査、会計監査人による監査、内部監査部門による内部監査）連携、監査役会の運営等です。アンケートやインタビューの分析に際しては、経年変化の状況のみならず、グローバル事業再編や通信サービスの安定的提供、サステナビリティの取組み等に対する監査状況を踏まえ、監査役会で議論・検証した結果、監査役会の実効性は確保されていると評価しました。

引き続き、NTTグループの事業展開や国内外の組織再編等を踏まえ、内部監査部門及びグループ会社監査役等との連携を強化するとともに、グループ監査体制の高度化にむけて取り組んでいきます。また、内外経営環境を踏まえ、リスクシナリオに基づいた監査計画を毎年策定していますが、社会的要請への責任の高まりや非財務情報の開示の充実等の状況を踏まえ、取締役及び執行役員の取組状況を一層注視し、積極的に提言を行っていきます。経営幹部に対する監査に際しては社外取締役との連携を一層強化する等、今後も監査役会の実効性の一層の向上に努めていきます。

○指名委員会、報酬委員会

取締役会による役員等の指名・報酬の決定等における独立性、客観性及び説明責任の更なる強化を目的に、取締役会の事前審議等機関として5名の取締役で構成（過半数である3名が独立社外取締役）される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、ガバナンスの有効性を高めています。

指名委員会、報酬委員会の構成員や活動等の詳細については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」内、「(2)取締役関係」をご参照ください。

○サステナビリティ委員会

サステナビリティを巡る課題への対応が重要な経営課題であると位置づけ、サステナビリティについての取組みに対する取締役の監督機能の強化を目的に、取締役会の事前審議機関として代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を任意に設置しています。NTTグループのサステナビリティに関わる基本戦略、活動の実施状況、情報開示について議論し、取組みを推進しています。

○執行役員会議

会社の重要な意思決定にあたっては、原則として、執行役員等で構成する執行役員会議において審議した上で決定することとし、週1回程度開

催することとしています。なお、意思決定の透明性を高めるため、執行役員会議には監査役1名も参加することとしています。

(3) 企業統治に関するその他の事項

○ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

○ 役員等賠償責任保険

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が会社役員等の地位に基づいて行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしています。ただし、被保険者自身が贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったことに起因して被保険者が被る損害等については補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社である東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社の取締役、監査役、執行役員です。

○ 内部監査の状況

当社の内部監査部門（提出日現在の人員13名）は、社長直結組織として、グループ各社の内部監査部門と連携し、グループ全体の内部統制の整備・運用状況の検証等を行っています。具体的には、内部監査計画を取締役会及び監査役会に報告するとともに、それに基づきグループ各社の内部監査部門による内部監査、その監査状況についての親会社による監査レビューの実施、グループとしてリスクの高い共通項目についての統一的な監査の実施、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況のテストにより、それらの有効性を検証し、強化に取り組んでいます。

監査結果については、問題点の改善・是正に関する提言を付して社長へ報告するとともに、取締役会、監査役会及び会計監査人へ定期的に直接報告・共有し、必要な連携を図っています。

さらに、内部監査部門は、上記の結果を関係部門へも共有しています。関係部門はそれらに基づき、必要に応じて内部統制システムの改善を図っています。

○ 会計監査の状況

（会計監査人の活動）

当社は、会計監査人として、1985年以降、有限責任 あずさ監査法人を選任しています。

会計監査人は、監査役会における監査計画及び監査結果の報告等や、内部監査部門との間で財務報告に係る内部統制評価手続の一環として統制状況をモニタリングする体制の整備等を通じて、監査役会、内部監査部門と十分に連携し、適正な監査を行っています。2022年度の監査を執行した公認会計士は寺澤 豊、田中 賢二、坂寄 圭であり、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士20名、その他49名です。

なお、監査の独立性を保持するため、あずさ監査法人の業務執行社員の公認会計士法に基づくローテーションについても適切に実施しており、筆頭業務執行社員は、連続して5会計期間を超えて監査業務に関与せず、関与した後は5会計期間のインターバルを設けています。

また、筆頭業務執行社員以外の業務執行社員は、連続して7会計期間を超えて監査業務に関与せず、関与した後は2会計期間のインターバルを設けています。

（会計監査人の選任）

当社は、会計監査は、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的に行われることが重要と考えています。会計監査人の候補の選任に際しては、監査役会は、この基本的な考え方をもとに、会計監査人の独立性・専門性、会計監査人による監査活動の適切性・妥当性を評価項目として会計監査人を評価し、監査役会の決議を経て株主総会に付議することとしています。

また、解任・不再任については、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合に、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。このほか、監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しています。また、独立社外取締役を選任することにより、業務執行を適切に監督する機能を強化しています。さらに、執行役員制度を導入することにより、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と、執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動性の向上を図っています。加えて、当社は独立社外取締役3名を含む5名の取締役で構成される指名委員会、報酬委員会を任意に設置し、指名・報酬の決定における客観性・透明性の更なる向上を図っており、監査役会設置会社形態による統治機能が有効であると判断しています。世の中の動き等を考慮に入れ、どのようなコーポレート・ガバナンス体制が当社に適切か、継続して検討すべき重要な経営課題と認識しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆さまの総会議案検討に要する期間を確保するため、2015年6月開催の定時株主総会より、招集取締役会開催後速やかに当社及び東京証券取引所のホームページに早期開示を行っています。(本年は、開催日の約6週間前に開示) また、発送については、本年は開催日の約3週間前に実施しています。
集中日を回避した株主総会の設定	極力、集中日を避けた開催に努めていますが、社外役員が他の会社等の役員を兼職していることを踏まえ、最も都合の良い日程で開催日を調整しています。
電磁的方法による議決権の行使	株主の皆さまの議決権行使手続の選択肢を広げるため、2002年6月開催の定時株主総会よりインターネットに接続可能なパソコンによる行使、2004年6月開催の定時株主総会より携帯電話による行使、2019年6月開催の定時株主総会よりスマートフォン・タブレット端末に対応したサイトによる行使も可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取り組み	2006年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJ(インベスター・コミュニケーション・ジャパン)が運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用による行使も可能としています。
招集通知(要約)の英文での提供	事業報告を含む招集通知全文の英訳版を作成し、和文同様、当社及び東京証券取引所のホームページに早期開示しています。(和文と同日開示)
その他	株主の皆さまを対象に、株主総会のインターネットによるライブ配信を実施しています。また、株主総会終了後に、議決権行使結果の臨時報告書(英訳有り)等を当社ホームページに掲載しています。 ・株主総会について: https://group.ntt.jp/ir/shares/shareholders_meeting/

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページに掲載しております。 ・ディスクロージャーポリシー: https://group.ntt.jp/ir/shares/disclosure_policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に開催している社長または副社長による決算説明会の模様を、個人投資家の皆さまにもインターネットによる動画のライブ配信・オンデマンド配信にて視聴いただける環境を整え、ご質問等をIR室にて受け付けています。 上記に加え、オンライン説明会の開催に取り組み、個人投資家の皆さまとの多様な対話の機会の充実に努めました。なお、個人投資家説明会では経営幹部が登壇しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催し、社長または副社長より業績等について説明・質疑応答を行うとともに、インターネットによる動画のライブ配信・オンデマンド配信(英語通訳あり)を行っています。上記に加え、社長や副社長を含む経営幹部による国内外のアナリスト・機関投資家との個別ミーティングや、NTT IR DAY等、アナリスト・機関投資家のニーズを踏まえたテーマ別説明会を主にオンライン形式で実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上記決算説明会の英語による配信に加え、社長や副社長を含む経営幹部が定期的に海外投資家を訪問し、業績・中期経営戦略やガバナンス等の説明・質疑応答を行っているほか、国内外で開催されているカンファレンスへ参加し、ミーティング等を実施しています。	あり

IR資料のホームページ掲載	決算短信等決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書、株主総会の招集通知、財務データ、各種説明会のプレゼンテーション資料(動画配信含む)、株式に関する情報及びQ&A等を当社ホームページに掲載しています。また、これらは英語での情報提供も行っています。 ・株主・投資家情報: https://group.ntt.jp/ir/
IRに関する部署(担当者)の設置	投資家との対話の責任者は財務部門長を責任者とし、財務部門にIR室を設置しています。IR室を中心として、社内関係各部署及びグループ各社と密接に連携の上、積極的なIR活動を推進しています。 なお、株主・投資家の皆さまより頂いたご意見等については、経営幹部を含め広くグループ内で情報共有し、コミュニケーションの改善に活かすとともに、グループ経営の参考としています。
その他	国内外の関係法令及び証券取引所の定める上場規程等に則り、NTTグループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を行うとともに、内部者(インサイダー)取引規制に関する規程を定め、インサイダー情報の適正な管理等を通じて内部者取引の未然防止に取り組んでいます。 また、これら関係法令等の要請による情報開示にとどまらず、NTTグループへの理解を促進するために有用と当社が考える情報についても、積極的な情報開示を進めています。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業の社会的責任を果たすためには、ステークホルダーの方々とのコミュニケーションが重要であると考え、毎年統合報告書を発行し、その中において、「お客さま」「株主・投資家の皆さま」「お取引先の皆さま」など、ステークホルダーの立場を尊重する考え方を明記しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な経営情報の開示統制手続きに関するディスクロージャー規程を制定するとともに、情報開示及びIR活動に関する基本方針としてディスクロージャーポリシーを定め、ステークホルダーの方々に対しNTTグループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を行っています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、NTTグループにおける内部統制システムの整備に関する基本方針を取締役会にて決議しています。決議の内容は、以下のとおりです。

1. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

- (1) 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的に、損失の未然防止、損失最小化に向けた各種対策を講じる。
- (2) 上記内部統制システムの整備のため、内部監査部門を設置し、規程・体制等の整備を統括するとともに、監査レビューの実施やグループとしてリスクの高い共通項目についての統一的な内部監査を実施することにより、内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
- (3) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施する。
- (4) 社長は業務執行の最高責任者として、内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

2. 内部統制システムに関する体制の整備

- (1) 取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、法令を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業を運営していくため、以下の取り組みを行う。
 - 1) 社員就業規則等において、事業を適正かつ効率的に運営するため、誠実に法令、規程及び通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
 - 2) 企業倫理については、NTTグループ企業倫理規範を策定し、NTTグループ全ての役員及び社員に対して、企業倫理に関する具体的行動指針とする。
 - 3) 企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、副社長を委員長として、企業倫理委員会を設置する。
 - 4) より風通しの良い企業風土の醸成に努め、グループ各社内企業倫理ヘルプライン受付窓口及び弁護士を活用したグループ横断的な社外の企業倫理ヘルプライン受付窓口を設置し、匿名・記名を問わず申告を受け付ける。また、経営陣から独立した受付窓口として監査役への独立通報ルートも設置する。なお、企業倫理ヘルプライン受付窓口及び監査役に申告したことを理由として、申告者に対して不利益となる取り扱いを行わない。
 - 5) 役員や社員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理研修等を実施する。また、社内チェックの充実・強化を図るため、企業倫理に関する意識調査等を行う。
 - 6) 内部監査部門は、内部監査計画を取締役会に報告するとともに、それに基づき内部監査を実施し、その結果を定期的に取り締役に報告する。

(2) ビジネスリスクマネジメントに関する規程その他の体制

当社は、ビジネスリスクについて適切にマネジメントするため、以下の取り組みを行う。

- 1) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うためリスクマネジメント規程を策定する。
- 2) ビジネスリスクマネジメントの責任体制を明確化するため、副社長を委員長として、会社運営に関わる新たなビジネスリスクへの対処に向けた危機管理を行うためにビジネスリスクマネジメント推進委員会を設置する。
- 3) また、NTTグループが一体となってリスクマネジメントを行うため、リスクの発生を予防し、事前準備するとともに、リスクが発生した場合に的確かつ迅速な対応を可能とするよう、ビジネスリスクマネジメントマニュアルを策定する。

(3) 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役及び執行役員の適切な責任分担と監督体制により効率的な事業運営を行うため、以下の取り組みを行う。

- 1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任規程を策定する。
- 2) 執行役員制度を導入し、取締役会が担当経営に関する決定・監督の機能と執行役員が担当業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図る。
- 3) 取締役会規則を定め、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、取締役及び執行役員は、定期的に職務の執行状況等について報告する。
- 4) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- 5) さらにNTTグループを統括・調整する持株会社として、効率的かつ効果的なグループ経営を推進するため、会社経営・グループ経営に関する重要事項を課題毎に議論し、適正な意思決定を行うための執行役員会議、委員会を設置する。
また、NTTグループの事業運営において必要な事項の各社からの報告に関する体制を整備する。

(4) 取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役及び執行役員の職務の執行に関する情報の管理を行い、適正かつ効率的な事業運営に資するため、以下の取り組みを行う。

- 1) 文書(関連資料及び電磁媒体に記録されたものを含む。以下「文書」という。)その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書規程、情報セキュリティマネジメント規程等を策定する。
- 2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。

(5) NTTグループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、NTTグループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、NTTグループが適正な事業運営を行い、グループとしての成長・発展に資するため、グループ会社において以下の取り組みを行う。

- 1) 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。
- 2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。
- 3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。
- 4) 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行う。
- 5) 親会社の内部監査部門等による内部監査を実施する。

(6) 監査役職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役及び執行役員からの独立性に関する事項

当社は、監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役職務を補助すべき社員について以下の取り組みを行う。

- 1) 監査役職務を補助すべき専任の社員を配置するため、会社法上の重要な組織として監査役室を設置する。
- 2) 監査役室に所属する社員は、監査役の指揮命令に基づき業務を実施する。
- 3) 監査役室に所属する社員の人事異動、評価等について、監査役会の意見を尊重し対処する。

(7) 取締役、執行役員及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役、執行役員及び社員が職務執行に関する重要な事項について監査役に報告する等、以下の取り組みを行う。

- 1) 取締役等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - a. 執行役員会議で決議された事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼした事項及び及ぼすおそれのある事項
 - c. 月次決算報告
 - d. 内部監査の状況
 - e. 法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - f. ヘルプラインへの通報状況
 - g. グループ会社から報告を受けた重要な事項
 - h. 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
- 2) 監査役職務の求めに応じ、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等は、それぞれ定期的及び随時に監査役と意見交換を実施する。
- 3) 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席することができる。
- 4) 監査役は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。
- 5) 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求ことができ、当社は当該請求に基づき支払いを行う。
- 6) 監査役に報告した者は、報告したことを理由として不利益となる取り扱いを受けない。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、NTTグループ企業倫理規範に則り、全ての役員及び社員が、国内外を問わず、法令、社会的規範及び社内規則を遵守することはもとより、公私を問わず高い倫理観を持って行動することを基本的な考え方とするとともに、NTTグループビジネスリスクマネジメントマニュアルにおいて、反社会的勢力に対する具体的な対応方針を明文化し定めています。

・NTTグループ企業倫理規範：

<https://group.ntt.jp/csr/governance/compliance.html>

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は株主の皆さまを始めとしたステークホルダーの方々の負託に応えられるよう、中長期的に企業価値の向上に努めていきます。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、重要な経営情報の開示統制手続きを規定するディスクロージャー規程を制定し、適正な運用に努める等、NTTグループに係る情報の適時、公正かつ公平な開示を図っています。

各組織の長が情報管理責任者として当該組織に係る経営情報の管理を行い、開示の決定にあたっては当該部門等及び関連する子会社における重要な経営情報に該当する可能性がある事実について、財務部門長に連絡することとしています。財務部門長が重要な経営情報に該当すると判断した場合、情報管理責任者は、その開示につき財務部門長と共同で執行役員会議に重要な経営情報の開示を付議し、決定することとしています。ただし、執行役員会議への付議を要しないと財務部門長が判断した場合は、財務部門長の決定により開示を行うことができるものとしています。

当社は、以上のプロセスに基づき開示の決定がなされた重要な経営情報を上場証券取引所、報道機関、自社ホームページ等を通じて公開しています。

また、当社は内部監査部門等を中心に、ITを含めたグループ横断的な内部統制システムの構築・運用や業務改善、さらには効率化等をこれまで以上に積極的に推進しています。NTTグループとしましては、今後も、社会環境・法制度等の変化に応じて、当社にふさわしい仕組みを随時検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化に向け、必要な見直しを行っていく方針です。

